

緊急事態宣言と現在公示中の案件及び今後の公示案件について

2020年4月9日

(15時更新版)

調達・派遣業務部

緊急事態宣言を受け、在宅勤務が求められる状況を踏まえ、現在公示中の案件及び今後の公示案件について、下記のと通りの対応と致します。

1 現在公示中の案件について

- (1) 現地での見積取得が困難な状況であることを十分に踏まえ、過去の精算実績等を根拠とするなど現状で入手可能な範囲の積算根拠によるプロポーザル、見積書としてください。
- (2) QCBS の価格開封会及び総合評価落札方式の入札会については、対面ではない方法で実施します。具体的方法については個別に連絡します。
- (3) プロポーザル評価、価格評価を含む契約交渉順位の決定、契約交渉までを行います。
- (4) 業務実施（国内業務含む）の目途が立った時点で、特記仕様書（案）や要員計画（案）の変更の要否・必要な変更内容を確認し、発注者及び受注者が合意した変更点を反映したうえで、契約を締結します。契約締結のタイミングについては、発注者と受注者にて合意の上決定します。
- (5) 現状、現地業務実施時期の目途を立てることが困難であり、契約締結から現地業務開始までの期間が長くなる場合も想定されるため、実際の現地業務開始にあたり、受注者から要員の交代の要望があった場合は、受注者側の事情を十分勘案し、できる限り柔軟な対応をとることとします。
- (6) ウェブサイト「コンサルタント等契約における支払いの請求について
2. 部分払 【「消費税の不課税対象となる費用を含む契約」に係る取扱い】（※）にかかわらず、現地業務分だけでなく、国内業務分にかかる部分払を可とします。

(※)

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/payment.html>

2 今後の公示案件について

(1) 業務実施契約

- ① 公示時点で可能な限り最も現実的な現地業務開始時期の案を企画競争説明書（または入札説明書）提示のうえ、毎週の公示（※）を継続し、プロ

ポーザル評価、契約交渉順位の決定、契約交渉までを行います。なお、企画競争説明書や入札説明書においては、現地での見積取得が困難な状況であることを十分に踏まえた形で、定額計上や別見積の指示を行います。

※4月8日（水）の公示は緊急事態宣言のもとでの業務体制構築のため、公示を見合わせました。4月15日（水）から再開予定です。また、2020年4月29日（水）は公示を行わず、5月最初の公示は5月7日（木）に行う予定です。

② プロポーザル提出期限を現行ルールより1週間延長します。

※ 2020年3月25日（水）以前の公示案件で、かつ、企画競争説明書に記載のプロポーザル提出期限が4月10日（金）以降の案件については、プロポーザル提出期限を1週間延長します。

※ 2020年4月1日（水）以降の公示案件については、既に現行ルールより1週間延長したスケジュールにて企画競争説明書に記載しているため、同説明書記載のプロポーザル提出期限は変更しません。

③ プロポーザル提出方法は、電子データの送付を原則とします。プロポーザル提出期限が2020年4月10日（金）以降の案件については、企画競争説明書等配布依頼書を提出いただいた社に電子データの送付方法を別途ご案内します。電子データでの送付が困難な社に限り、郵送での提出も受け付けます。

④ QCBSの価格開封会及び総合評価落札方式の入札会については、対面ではない方法で実施します。実施方法については別途連絡します。

⑤ 業務実施（国内業務含む）の目途が立った時点で、特記仕様書（案）や要員計画（案）の変更の要否・必要な変更内容を確認し、発注者及び受注者が合意した変更点を反映したうえで、契約を締結します。契約締結のタイミングについては、発注者と受注者にて合意の上決定します。

⑥ 現状、現地業務実施時期の目途を立てることが困難であり、契約締結から現地業務開始までの期間が長くなる場合も想定されるため、実際の現地業務開始にあたり、受注者から要員の交代の要望があった場合は、受注者側の事情を十分勘案し、できる限り柔軟な対応をとることとします。

⑦ 現地業務分だけでなく、国内業務分にかかる部分払を可とします。（契約書に記載します。）

（2）業務実施契約（単独型）

① 公示時点で可能な限り現実的な現地業務時期・日程を提示の上、毎週の公示（※）を継続し、プロポーザル評価、契約交渉順位の決定、契約交渉ま

で行います。なお、JICA 職員等と共に現地業務を行う等、確度が高い現地業務時期・日程の提示を要する案件については、いたずらに業務従事者を拘束することを避けるため、公示そのものを延期する場合があります。

- ② 現行のコンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインに記載されている簡易プロポーザル提出の制限のうち、「既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することを認めない」とする制限を撤廃します。
- ③ プロポーザル提出期限を現行ルールより 1 週間延長します。
※ 2020 年 4 月 1 日（水）以降の公示案件については、既に現行ルールより 1 週間延長したスケジュールにて公示に掲載しているため、公示に記載のプロポーザル提出期限は変更しません。
- ④ 業務実施（国内業務含む）の目途が立った時点で、仕様書（案）の変更の要否・必要な変更内容を確認し、発注者及び受注者が合意した変更点を反映したうえで、契約を締結します。契約締結のタイミングについては、発注者と受注者にて合意の上決定します。
- ⑤ 現地業務分だけでなく、国内業務分にかかる部分払を可とします。（契約書に記載する。）

3. プロポーザル評価内容説明について

企画競争説明書に記載の期限内に申請いただければ対応します。ただし、説明の日時は緊急事態宣言解除後、通常業務に戻った後と致します。

4. プロポーザル返却

- (1) 不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。プロポーザルを郵送もしくはご持参された場合、各プロポーザル提出者の要望があればプロポーザル（正）を返却します。
- (2) 返却する場合、通常、評価結果通知後所定の日数の間に受け取りに来ていただくことを依頼していますが、当面の間、所定の日数の間に連絡いただければ郵送にて返却します。

以上